

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月15日
【会社名】	全日本空輸株式会社
【英訳名】	ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 信一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	0 3（6 7 3 5）1 0 0 1
【事務連絡者氏名】	総務部長 今西 一之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
【電話番号】	0 3（6 7 3 5）1 0 0 1
【事務連絡者氏名】	総務部長 今西 一之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号）

1【提出理由】

当社（平成25年4月1日付で「ANAホールディングス株式会社」に商号変更予定。）は、平成24年5月15日開催の取締役会において、当社が営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除きます。）を会社分割により、当社の100%子会社であるANAホールディングス株式会社（平成25年4月1日付で「全日本空輸株式会社」に商号変更予定。）に承継させることを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしましたので（以下、同契約に基づく会社分割を「本件吸収分割」といいます。）、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本件吸収分割の相手会社に関する事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	ANAホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号
代表者の氏名	代表取締役 坂爪 浩
資本金の額	10百万円（平成24年5月15日現在）
純資産の額	10百万円（平成24年5月15日現在）
総資産の額	10百万円（平成24年5月15日現在）
事業の内容	本件吸収分割前は事業を行っておりません

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

ANAホールディングス株式会社の設立は平成24年4月2日であり、本臨時報告書提出日現在、最初の事業年度は終了しておりません。

③ 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
全日本空輸株式会社	100

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	承継会社は当社の100%出資の子会社であります。
人的関係	当社の従業員が承継会社の取締役を兼務しております。
取引関係	取引はありません。

(2) 本件吸収分割の目的

日本の航空業界を取り巻く環境は、首都圏空港容量の拡大や航空自由化の更なる進展、LCCの相次ぐ就航等、大きな転換期を迎えております。今後、既存の日系キャリアはもとより、アジア・欧米のメガキャリアやLCC、さらに新幹線など他交通機関も含む競争の激化が予想されております。

このような環境変化にスピーディーに対応し、先般策定した「2012-13年度ANAグループ経営戦略」で掲げた「大競争時代を勝ち抜き、常にお客様に選ばれ続けるエアライングループである」ために、また、既存のANAブランドとLCCブランドとの「マルチブランド戦略」に対応する最適な組織体制として、グループ経営の強化および各事業会社の自律的経営による効率経営の実現を目的として、当社は航空運送事業等をANAホールディングス株式会社へ吸収分割し、持株会社制へ移行することといたしました。

(3) 本件吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容およびその他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社であるANAホールディングス株式会社を吸収分割承継会社とするいわゆる物的分割です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、ANAホールディングス株式会社は普通株式1,000株を発行し、その総数を当社に対して割当て交付します。

③ その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の日程

平成24年5月15日 吸収分割契約承認取締役会決議日（当社および承継会社）

平成24年5月15日 吸収分割契約締結日

平成24年6月19日（予定） 吸収分割承認株主総会（当社および承継会社）

平成25年4月1日（予定） 吸収分割効力発生日

※本件吸収分割は、平成24年6月19日開催予定の第67回定時株主総会において関連議案が承認可決されることおよび必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを前提条件としております。

当社とANAホールディングス株式会社が平成24年5月15日に締結した吸収分割契約の内容は、後記のとおりであります。

(4) 本件吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社となるANAホールディングス株式会社は当社の100%子会社であり、また、本件吸収分割はいわゆる物的分割であることから、承継会社が分割会社である当社に交付する普通株式数については、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および承継会社が協議のうえ決定しており、第三者機関による算定は実施しておりません。

(5) 本件吸収分割後の吸収分割承継会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	全日本空輸株式会社 （平成25年4月1日付で、現在の「ANAホールディングス株式会社」から「全日本空輸株式会社」に商号変更予定）
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号
代表者の氏名	未定
資本金の額	10,000百万円（予定）
純資産の額	12,500百万円（予定）
総資産の額	未定
事業の内容	定期航空運送事業等

(以下、吸収分割契約書)

吸収分割契約書

全日本空輸株式会社（効力発生日（第3条において定義する。以下同じ。）付で「ANAホールディングス株式会社」に商号変更予定。以下、「甲」という。）とANAホールディングス株式会社（効力発生日付で「全日本空輸株式会社」に商号変更予定。以下、「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本分割により、甲が営む一切の事業（但し、株式を保有する会社の事業活動に対する支配または管理およびグループ運営に関する事業を除く。以下、「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号および住所）

本分割をなす当事者は、次のとおりとする。

- ① 甲（吸収分割会社）：商号：全日本空輸株式会社（効力発生日付で「ANAホールディングス株式会社」に商号変更予定。）
住所：東京都港区東新橋一丁目5番2号
- ② 乙（吸収分割承継会社）：商号：ANAホールディングス株式会社（効力発生日付で「全日本空輸株式会社」に商号変更予定。）
住所：東京都港区東新橋一丁目5番2号

第3条（本分割の効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、平成25年4月1日とする。但し、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

- (1) 本分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、雇用契約およびその他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
- (2) 前項により乙が承継する債務については、重畳的債務引受けの方法による。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額を求償することができる。

第5条（本分割の対価）

乙は、本分割に際して普通株式1,000株を発行し、そのすべてを甲に割当て交付する。

第6条（乙の増加する資本金および準備金の額）

本分割により増加する乙の資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- ① 資本金：本分割により増加する資本金の額は、金99億9,000万円とする。
- ② 資本準備金：本分割により増加する資本準備金の額は、金25億円とする。
- ③ 利益準備金：本分割により利益準備金の額は増加しない。

第7条（株主総会の承認）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、株主総会における本契約の承認および本分割に関連する事項について決議を求める。

第8条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲および乙は協議のうえ、合意により本分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲乙の各株主総会における承認が効力発生日の前日までに得られないときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月15日

甲 東京都港区東新橋一丁目5番2号
全日本空輸株式会社
代表取締役社長 伊東 信一郎

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
ANAホールディングス株式会社
代表取締役 坂爪 浩

(別紙)

承継対象権利義務明細表

乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という。）は、本分割の効力発生日において甲に属する以下に記載する権利義務とする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

- ① 現金および預金（譲渡性預金を含むものとし、その合計額は、本分割により乙が甲から承継する純資産額が124億9,000万円となるよう合理的に算定される額とする。）
- ② 本件事業に係る営業未収入金、商品、貯蔵品、前払費用、短期貸付金のうち建設協力金およびシステムに関するもの、営業外未収入金並びにその他の流動資産のうち立替金、仮払金およびその他の資産のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。但し、本明細表1. (2) 固定資産により承継されることとなる固定資産以外の固定資産に関するもの、航空機、航空機予備部品、航空機燃料およびデリバティブに関するもの並びに本明細表6. ①から⑤までに掲げる契約に関するものを除く。

(2) 固定資産

- ① 本件事業に係る建物、構築物、機械および装置のうち、甲が賃借する販売支店、販売事業所、空港支店および空港事業所に係る土地建物に所在するものの一切
- ② 本件事業に係る機械および装置のうち特殊車両、整備工作機械装置および訓練機械装置の一切
- ③ 本件事業に係る車両運搬具、工具器具および備品の一切
- ④ 本件事業に係る建設仮勘定のうち本明細表1. (2) 固定資産に定める①②および③に関するものの一切
- ⑤ 本件事業に係るソフトウェア
- ⑥ 本件事業に係る長期貸付金のうち建設協力金およびシステムに関するもの、長期前払費用並びにその他の投資等のうち従業員に関するもの、敷金および保証金並びにその他の資産の一切。但し、航空機、航空機予備部品、デリバティブ取引および整備事業所に関するもの並びに本明細表6. ①から⑤までに掲げる契約に関するものを除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に係る営業未払金、未払費用、預り金およびその他の流動負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。但し、本明細表1. (2) 固定資産により承継されることとなる固定資産以外の固定資産に関するもの、航空機、航空機予備部品、航空機燃料、デリバティブ取引、借入金および社債に関するもの並びに本明細表6. ①から⑤までに掲げる契約に関するものを除く。

(2) 固定負債

本件事業に係るその他の固定負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。但し、航空機、デリバティブ取引、借入金および社債に関するもの並びに本明細表1. (2) 固定資産により承継されることとなる固定資産以外の固定資産に関するもの並びに本明細表6. ①から⑤までに掲げる契約に関するものを除く。

3. 雇用契約等

(1) 雇用契約

効力発生日において甲に在籍しているすべての従業員（出向している者、嘱託社員、契約社員および臨時従業員を含む。）に係る労働契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務

(2) その他

効力発生日において甲が全日空労働組合、全日空乗員組合、エアーニッポン労働組合およびエアーニッポン乗員組合との間で締結している労働協約の一切

4. 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他知的財産権およびノウハウは、乙に承継しない。

5. 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している一切の許認可、許可、承認および登録等のうち、法律上承継が可能なもの

6. 承継するその他の権利義務

本件事業に係る売買契約、業務委託契約、不動産賃貸借契約、リース契約その他一切の契約上の地位および当該契約に基づき発生する一切の権利義務。但し、次に掲げる契約に関するものを除く。

- ① 航空機および航空機予備部品に関する売買契約およびリース契約、航空機燃料に関する売買契約、並びに、デリバティブ取引、保険（従業員に関するものを除く。）、借入金および社債に関する契約
- ② 販売支店、販売事業所、空港支店および空港事業所以外の事業所に係る土地建物に関する賃貸借契約
- ③ 従業員持株会信託に係る契約
- ④ 本社資産に係る契約
- ⑤ 本明細表により乙に承継されることとなる資産および負債以外の資産または負債に係るもの

7. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲または乙において想定外の出捐を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意により承継対象権利義務から除外することができる。

以 上